

# 後見支援預金について

富山県信用金庫協会

## 後見支援預金とは・・・

### 後見人が、裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。

- \* 被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は、後見人自身で管理し、残額は「後見支援預金」として、家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。
- \* 後見支援預金口座における入出金には、家庭裁判所の指示書が必要となり、後見人による被後見人の財産管理の透明化が図れます。

成年後見において、後見人による不正(被後見人の預金使い込み)等が社会問題化しています。現在、一定額の財産を有する被後見人の財産保全について、家庭裁判所は後見制度支援信託の利用を進めていますが、後見制度支援信託を利用する場合には留意点があります。

- ・ 取扱い金融機関が限定的で、支店が居住地の近くにない場合もあること。
- ・ 最低信託金額が 1,000 万円以上のところが多く、数百万円の預金の保全が図れないこと。
- ・ 信託開始時に専門職後見人が選任されることや信託報酬などの手数料が発生すること。

## 後見支援預金の特徴

- ① 全ての取引(入出金・解約等)に家庭裁判所の指示書が必要となります。
- ② 普通預金であり、いくらからでも預入することができます。
- ③ 普通預金であり、手数料はかかりません。
- ④ 金利は、普通預金の店頭表示金利を適用いたします。
- ⑤ キャッシュカードは発行されません。
- ⑥ 後見人が口座を開設できます。  
(裁判所の判断により専門職後見人が選任される場合があります。)
- ⑦ 現在は、「後見」の類型のみの取扱いとなります。

## 後見支援預金のメリット

- ▶ 手間やコストをかけず、お取引をそのまま継続することができます。
- ▶ 家庭裁判所が関与することで、「公平性」・「透明性」の高い財産管理が可能となり、後見人の財産管理の負担軽減につながります。

※ 他の口座への定額自動送金も可能です。(家庭裁判所の指示書が必要となります。)

※ 被後見人名義の他の預金と合算して 1,000 万円までの元金と利息が預金保険の対象となります。

(裏面：手続きの流れ)

## 《後見支援預金 手続きの流れ》

後見開始又は未成年後見人選任の申立てをする



後見人等が後見支援預金利用の申し出をする・・・①



家庭裁判所が後見支援預金の利用について適否を検討する



後見支援預金に適していると判断された場合

- ・預入する金額が決まる
- ・定期交付金の金額などを設定する
- ・家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出する



＜後見支援預金の作成＞

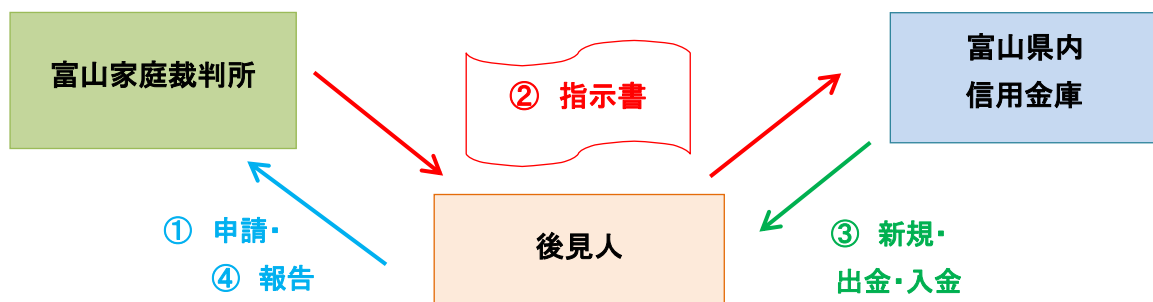
家庭裁判所が報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、**指示書**が後見人に発行されるので、**指示書**を持参して富山県内信用金庫の本支店窓口へ行く・・・②



富山県内信用金庫の本支店で新規口座を作成する・・・③  
(出金・入金についても指示書に基づく流れと同じ)



後見人が家庭裁判所に作成したことを報告する(口座の写し等を添えて報告)・・・④



\* 後見支援預金新規口座開設時に必要なもの

- 指示書
- 後見人の身分証明書
- 登録印鑑
- 登記事項証明書(原本)
- 口座開設申込書(本支店にて記入)
- 預入金(振込される場合は0円で作成できます)

＜詳しくは、富山県内信用金庫の本支店窓口にお問い合わせください＞

(平成30年10月現在)

富山信用金庫／高岡信用金庫／新湊信用金庫／にいかわ信用金庫  
水見伏木信用金庫／砺波信用金庫／石動信用金庫